

2 4 4 - 2 1 3 7  
平成 2 5 年 2 月 1 9 日

指定障害福祉サービス事業者  
指定障害者支援施設等設置者  
基準該当障害福祉サービス事業者  
障害福祉サービス事業者  
地域活動支援センター設置者  
福祉ホーム設置者  
障害者支援施設設置者

殿

宮崎県障害福祉課長

宮崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等  
に関する条例の施行について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（地域主権改革一括法）により、障害者自立支援法（同法は、平成 25 年 4 月 1 日から法律の名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改められます。）が改正され、これまで厚生労働省令により全国一律で定められていた障害福祉サービス事業所等の人員、設備及び運営に関する基準等について、県が条例で定めることとされました（なお、宮崎市内に事業所を置く事業・施設の基準については、宮崎市が条例で定めることとなります。）。

このことについて、県では新たに宮崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び宮崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則を定め、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとしました。

この条例及び規則により定める基準の趣旨及び内容は別紙のとおりとなりますので、ご理解の上、引き続き適切な障害福祉サービスの提供に努めていただきますようお願いいたします。

(別紙：説明資料)

平成25年2月19日  
宮崎県障害福祉課

## 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する 新たな条例等の施行について

### 第1 条例等の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(地域主権改革一括法)により、障害者自立支援法(以下「法」という。なお、同法は法律の名称が平成25年4月1日から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改められます。)が改正され、これまで厚生労働省令により全国一律で定められていた障害福祉サービス事業所等の人員、設備及び運営に関する基準等について、県が条例で定めることとされました。

これに伴い、以下の条例及び規則(以下「条例等」という。)が平成25年4月1日から施行されます。

宮崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年宮崎県条例第58号)  
宮崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則(平成24年宮崎県規則第49号)

### 第2 条例等の対象となる事業・施設

条例等の対象となる事業・施設は、宮崎県内(宮崎市を除く。)に事業所を置く下表に掲げる事業・施設となります。

なお、宮崎市内に事業所を置く事業・施設については、宮崎市の条例等が適用されますのでご注意ください。

条例等の対象となる事業・施設	内容
指定障害福祉サービスの事業	法第29条第1項の規定に基づく指定(更新を含む。)を受けた事業  (注)具体的には、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護(ケアホーム)、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)又は共同生活介護(グループホーム)の事業となります。

指定障害者支援施設等	法第 29 条第 1 項の規定に基づく指定（更新を含む。）を受けた指定障害者支援施設等
基準該当障害福祉サービスの事業	法第 30 条第 1 項に規定する基準該当障害福祉サービス( 基準該当事業所により提供されるものに限る。)  (注)具体的には、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）又は就労継続支援（B 型）の事業となります。
障害福祉サービス事業	法第 79 条第 1 項又は第 2 項の規定により行われる障害福祉サービス事業  (注)具体的には、療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）就労移行支援又は就労継続支援（A 型・B 型）の事業となります。
地域活動支援センター	法第 79 条第 1 項又は第 2 項の規定により行われる地域活動支援センターを運営する事業
福祉ホーム	法第 79 条第 1 項又は第 2 項の規定により行われる福祉ホームを運営する事業
障害者支援施設	法第 83 条第 1 項、第 2 項、第 3 項又は第 4 項の規定により設置される障害者支援施設

### 第 3 指定申請等における申請者の法人格の有無（条例第 3 条）

指定障害福祉サービス事業及び指定障害者支援施設等の指定( 更新を含む。 ) を受ける場合について、申請者は法人に限ることとしています。

### 第 4 条例等で定める事業・施設の基準について（条例第 4 条から第 10 条、規則第 4 条から第 10 条）

条例等で定める事業・施設の人員、設備及び運営に関する基準については、本県独自の基準として定める「非常災害対策」( 第 5 参照 ) 及び「障がい者の人権擁護・虐待防止」( 第 6 参照 ) を除いて、これまでと同様に国が厚生労働省令で定める全国一律の基準とします（下表参照）。

事業又は施設の名称	厚生労働省令の名称
指定障害福祉サービスの事業	「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」( 平成 18 年厚生労働省令第 171 号 )
指定障害者支援施設	「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 ( 平成 18 年厚生労働省令第 172 号 )」

基準該当障害福祉サービスの事業	「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第171号)  (注) 基準該当障害福祉サービスには、本県独自の基準として定める「非常災害対策」(第5参照)及び「障がい者の人権擁護・虐待防止」(第6参照)は適用されません。
障害福祉サービス事業	「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第174号)
地域活動支援センター	「障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第175号)
福祉ホーム	「障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第176号)
障害者支援施設	「障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第177号)

この表に掲げられた省令の名称中、「障害者自立支援法」とあるのは、平成25年4月1日から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改められます。

## 第5 非常災害対策(規則第2条(本県独自の基準))

### 1 趣旨

非常災害対策について、以下のとおり本県独自の基準を定めました。

非常災害対策を講ずる場合に利用者の障害の特性に応じた円滑な避難が確保されるよう配慮すること(努力義務)  
 県又は市町村が実施する災害時要援護者に係る防災対策への協力に努めること(努力義務)

### 2 本県独自の基準を定める理由

本県では、平成23年3月に発生した東日本大震災等を踏まえ、障がい者及び高齢者を含む災害時要援護者への取り組みを進めるため、「障がい者・高齢者のための防災マニュアル」(平成24年3月宮崎県福祉保健部障害福祉課)を定めました。

この取り組みを踏まえ、更に社会福祉施設等における防災対策を強化するため、非常災害対策について本県独自の基準を定めることとしました。

### 3 具体的な内容

- (1) 非常災害対策を講ずるに場合に利用者の障害の特性に応じた円滑な避難が確保されるよう配慮すること（努力義務）

厚生労働省令が定める消火設備その他の必要な設備の設置、具体的な計画の立案、避難訓練等の非常災害対策を講ずる場合には、下表のような配慮を行うことが努力義務となります。配慮の内容を検討する場合には、「障がい者・高齢者のための防災マニュアル」をご活用ください。

なお、これらの取り組みは事業所・施設の実態に応じて、可能な範囲から取り組みを行っていただきますようお願いいたします。

厚生労働省令が定める 非常災害対策（義務(例)）	配慮の内容（努力義務(例)）
消火設備その他の非常災害対策について必要な設備を設ける	視覚障害者や聴覚障害者のための点滅型誘導音装置付き誘導灯の設置を行うこと等
非常災害に関する具体的な計画を立てる	計画を立てる際に、利用者の障害特性に応じた避難方法・避難経路の設定、避難誘導などを位置付けること等
非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う	訓練を行う際に、利用者の障害特性に応じた避難方法、避難誘導などを訓練すること等

- (2) 県又は市町村が実施する災害時要援護者に係る防災対策へ協力するよう努めること（努力義務）

条例の対象となる事業・施設を営む事業者は、地域福祉の推進の担い手として、県又は市町村が実施する災害時要援護者（障がい者、高齢者等で災害時に特別な援護を要する者をいう。）に関する防災対策について、下表に例示する協力を行うことが努力義務となります。

なお、これらの取り組みは事業所・施設の実態に応じて、可能な範囲から取り組みを行っていただきますようお願いいたします。

（協力の具体例）

- 県又は市町村が実施する防災訓練に参加すること
- 県又は市町村が実施する防災に関する研修会等に参加すること
- 市町村との間で福祉避難所の協定を締結すること

## 第6 障がい者の人権擁護・虐待防止（規則第3条（本県独自の基準））

### 1 趣旨

障がい者の人権擁護・虐待防止について、以下のとおり本県独自の基準を定めました。

管理者又は従業者に対し、定期的に、県が実施する障がい者虐待防止・権利擁護研修を受講させること（義務）

管理者又は従業者に対し、研修を実施すること（義務）

### 2 本県独自の基準を定める理由

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）第15条では、障害者福祉施設の設置者等に研修の実施、利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の施設従事者等による障害者虐待の防止等措置を講ずることが義務付けられております。

これを踏まえ、本県では、障がい者の人権擁護・虐待防止を進めるため本県独自の基準を定めることとしました。

### 3 具体的な内容

#### (1) 管理者又は従業者に対し、定期的に、県が実施する障がい者虐待防止・権利擁護研修を受講させること（義務）

管理者・従業者について、少なくとも2年から3年に1回以上の頻度で1名以上の者に「県が実施する障がい者虐待防止・権利擁護研修」を受講させることが義務となります。

なお、「県が実施する障がい者虐待防止・権利擁護研修」については、年度毎に通知等でお知らせすることとします。

#### (2) 管理者又は従業者に対し、研修を実施すること（義務）

管理者又は従業者の全員を対象として、年1回以上の障がい者の権利擁護・虐待防止のための研修を実施することが義務となります。

なお、研修にあたっては「県が実施する障がい者権利擁護・虐待防止研修」の参加者を講師とすること等により最新の知見に基づいた研修を提供ください。

### 4 障害者虐待防止法第15条と本県独自基準の関係

本県独自の基準は、障害者虐待防止法第15条に定める研修実施の義務の一部に含まれております。同条では、研修以外について苦情処理の体制整備その他の施設従事者等による障害者虐待の防止等措置を講ずることが義務

付けられております。本県独自基準の履行と併せて、障害者の権利擁護・虐待防止のための適切な取り組みを行っていただきますようお願いいたします。

#### 第7 条例等の対象となる事業・施設における本県独自基準の履行状況の確認について

条例の対象となる事業・施設における本県独自基準の実施状況については、厚生労働省令で定められた基準と同様に実地指導の際に確認を行っていくこととなります。

#### 第8 施行日

条例等については、平成25年4月1日から施行されます。それまでの間については、厚生労働省令が適用されますのでご注意ください。